

平成20年4月1日から医療保険制度が変わります

4月からの医療保険制度が変わることは、1月にパンフレット「国保だより」「後期高齢者医療で医療を受けます」でお知らせしていますが、「なんか変わるらしいけど、よくわからん」という皆さんの声を受け、よくある疑問・質問についてまとめてみました。

皆さんの疑問「後期高齢者医療制度」編

Q1. 「後期高齢者医療制度」って何歳から対象なの？

- A 75歳以上の方です。
ただし、65歳から74歳の方で一定の障害をお持ちの方も対象になります。
誕生日から対象になります。

Q2. 保険証はどれを使えばいいの？

- A 新たに発行する「後期高齢者医療被保険者証」1枚を提示してください。

	平成20年3月31日まで		平成20年4月1日から		
国保の方	国民健康保険被保険者証 (オレンジ色)	+	老人保健法医療受給者証 (白色)	→	後期高齢者医療被保険者証 (さくら色)
社保の方	会社の健康保険 共済組合保険被保険者証 (カード等)	+	老人保健法医療受給者証 (白色)	→	後期高齢者医療被保険者証 (さくら色)

「福祉医療費資格者証(黄色)をお持ちの方は、これまでどおり窓口での提示をお願いします。

Q3. 病院等の窓口負担の割合はどうなるの？

- A 1割 または 3割 です。(判断基準はこれまでと同じです)

Q4. 病院での窓口負担以外に納めるお金がいるの？

- A 後期高齢者医療制度での保険料を納めていただきます。

$$\text{保険料} = \text{皆さん均等に掛かる保険料} + \text{個人の所得に基づく保険料}$$